

制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）（以下「事後審査型入札」という。）に関し、入札参加者における事務の負担軽減、発注者における入札参加資格確認事務の効率化、入札に係る透明性の向上及び公正な競争の促進を図るため、事後審査型入札を実施する場合の事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 事後審査型入札は、原則として、設計価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）3,000万円以上の工事の内から、市長が選定した案件について適用する。

2 事後審査型入札は、特定建設工事共同企業体対象発注工事には適用しない。

（入札公告）

（入札方法）

第3条 事後審査型入札は、原則として電子入札によるものとする。

第4条 事後審査型入札の公告は、越前市契約規則（平成17年越前市規則第54号。以下「契約規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、福井県が運用する入札情報サービスシステムへの掲載等の方法により行う。

2 前項の入札公告には、契約規則第5条第2項第1号から第10号に掲げるもののほか、同項第11号の規定により、工事内訳書の提出方法その他の事後審査型入札の実施に係る必要事項を記載する。

（入札参加資格要件）

第5条 事後審査型入札の入札参加資格要件は、制限付き一般競争入札（試行）要領（以下「要領」という。）第4条の規定に基づき、要領第20条に規定する越前市建設工事等入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）の議を経て、市長が決定する。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 電子入札の設計図書等の閲覧は、入札情報サービスシステムによる。

2 やむを得ない事由（越前市建設工事等電子入札運用要領 10（2））により、

紙入札承認願を提出した者は、紙入札承認通知書の発行をもって、次のとおり設計図書等の配布を受けることができる。

(1) 配布場所 入札公告に記載された入札に関する事務を担当する課

(2) 配布方法 設計図書を収納したCD-Rの配布を受けることができる。なお、入札設計図書受領書を提出すること。

(質問の受付、回答等)

第7条 事後審査型入札の質問の受付及び回答については、要領第12条第2項から第7項までの規定によるものとする。ただし、質問書の受付期間は、入札書受付開始日の3日前までとする。

(工事費内訳書の提出等)

第8条 工事費内訳書については、その提出を求める工事に係る第1回目の入札に際し、これを提出させる。

2 工事費内訳書には、項目、数量、単価、金額その他の必要な事項を記載する。

3 工事費内訳書は、入札において確認した後は、契約担当課で保管する。

4 工事費内訳書は、入札における参考資料として提出を求めるもので、契約上の権利義務を生じるものではない。

5 前各項に規定する事項は、第4条の入札公告に掲載する。

(入札の無効)

第9条 事後審査型入札においては、要領第18条に定めるもののほか、工事入札心得(電子入札用)において示した条件に違反した者及び開札時点で入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(開札)

第10条 入札執行者は、入札公告で指定した開札日時及び開札場所において、すべての入札書を開札した後、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した入札参加者(以下「落札候補者」という。)の業者名を宣言し、公表して入札を保留する。

2 入札執行者は、前項の落札候補者について、資格確認を行った上、後日落札決定する旨を宣言し、通知する。

(入札参加資格確認書類の提出)

第 1 1 条 入札執行者は、前条第 1 項の規定により入札を保留したときは、落札候補者に対し、入札公告に基づき、次に掲げる入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）の提出を求める旨を通知する（次項ただし書の規定により、あらかじめ提出させている場合を除く。）。

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 同種同程度の工事の施工実績（施工実績等を入札参加条件とした場合）

(3) 配置予定の現場代理人及び監理技術者等の資格、経歴、経験等

(4) その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類

2 前項の入札参加資格確認書類の提出を指示された落札候補者は、提出指示を受けた日から起算して、原則として 2 日以内（休日を除く。）に当該書類を提出しなければならないものとする。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び入札執行者が別に提出日を指定した場合は、この限りでない。

3 第 1 項の入札参加資格確認書類の受付は、契約担当課において行う。

4 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に第 1 項各号に規定する入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行った指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

5 落札者は、第 1 項第 2 号及び第 3 号を確認できる資料を契約締結時に契約担当課に提出するものとする。

（入札参加資格の確認）

第 1 2 条 契約担当課は、入札参加資格要件に基づき、入札参加資格確認書類を確認し、入札参加資格要件に適合する者（以下「適格者」という。）の確認を行う。

2 前項の確認は、入札書及び第 1 1 条第 1 項の規定により提出された入札参加資格確認書類により行うものとする。この場合、契約担当課は、入札参加資格の有無の確認に併せて、配置技術者の確認を行うものとする。

3 契約担当課は、前項の確認の際に疑義が生じた場合は、資格委員会に諮る。

（落札者の決定）

第 1 3 条 入札執行者は、前条により適格者であることを確認した場合は、当該

適格者を落札者として決定し、落札決定を通知する。

- 2 入札参加者が、落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、入札参加資格がないものとみなす。

(入札結果の公表)

第14条 事後審査型入札の入札結果は、落札者の決定後、入札情報サービスシステムによるほか、閲覧の方法により速やかに公表する。

- 2 入札結果一覧表には、落札者について、落札者であること、入札参加資格が確認されていること及び落札決定日を表示する。

- 3 不適格となった入札参加者については、不適格とされたこと及びその理由を表示する。

(その他)

第15条 入札参加資格確認書類(第11条第1項)の様式は、実施要領に定める様式による。

- 2 この要領のうち、入札条件等に関わる内容については、あらかじめ公告等において周知する。

附 則

この要領は、平成22年8月6日から施行する。

